

適格金利スワップ取引要件の見直しに伴う金利スワップ取引清算業務に関する
業務方法書の取扱いの一部改正について

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務においては、適格金利スワップ取引の要件として「店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約（ISDA Master Agreement）に基づく金利スワップ取引であること」を定めているが、ISDA Master Agreement を締結している相手先との取引に限らず債務負担を可能とすることで、当社の金利スワップ取引清算に関し取引相手先の選択肢を拡大するべく、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">適格金利スワップ取引の要件から、「店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約に基づく金利スワップ取引であること」との要件を削除する。 | (備考)
金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第9条 |
|--|--------------------------------------|

III. 施行日

2017年12月1日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(適格金利スワップ取引の要件)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。</p> <p>(1) ISDA定義集又は2000年版ISDA定義集に基づく金利スワップ取引であること。</p> <p>(2) ～ (15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年12月1日から施行する。</p>	<p>(適格金利スワップ取引の要件)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。</p> <p>(1) <u>第29条第1項各号に掲げる店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約及びISDA定義集又は2000年版ISDA定義集に基づく金利スワップ取引であること。</u></p> <p>(2) ～ (15) (略)</p>